

法令報告の報告期日の見直しについて

令和3年5月20日

原子力規制部検査グループ、緊急事案対策室

(1) 現状

(報告に要する日数)

- ・ 規制委員会発足後に発生した法令報告事象全29件のうち、10日以内に最終報告が完了したものは3件のみである(当該3件は、全て高浜発電所の蒸気発生器の減肉(1次系側における応力腐食割れが原因のもの)である(参考1))。

(現状の問題点)

- ・ 上記のとおり、各事業規則にて報告期日を設けているものの、ほとんどが最終報告までに10日以上の日数を要しており、10日といった報告期日を設けることで、事業者の対応が迅速化されるといった実質的な効果がないことが分かる。
- ・ また、多くの法令報告事象で最終報告までに100日以上要していることから、例えば30日と現在の期日を延長したとしても、設定した期日までに十分な原因の分析、再発防止策が提出される可能性は低い。
- ・ 一方、他法令においては、再発防止策に係る報告期日の提出期限を設けない例もある。(参考2)

(2) 報告期日見直しの方向性

(見直しの論点)

- ・ 事故故障等の発生後直ちに報告する義務は維持しつつ、10日以内としている「状況及びそれに対する処置」の報告期日を、法令報告事象の詳細が判明したとき遅滞なく報告させることについて問題はあるか。
- ・ 従来、10日報で受けていた途中経過に相当する情報は、例えば、半年に1度を目安に、事業者との面談や公開会合により状況を把握することとしてはどうか。
- ・ 「詳細が判明したとき」は、安全に対する一義的な責任は事業者にあるという前提の下で、品質マネジメントシステム等の運用の中で、法令報告事象に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等(是正処置)が定まったときと定義することとしてはどうか。

(見直しによって想定される改善内容)

- ・ 速報性は維持しつつも、形式的な法令報告の提出(10日報)を見直すことにより、規制庁及び事象者において、人的資源をより原子力安全の向上に係る活動に配分することができるのではないかと。

(詳細が判明するまで長期を要する場合)

- ・ 令和 2 年 11 月 11 日原子力規制委員会資料 2 により、法令報告事象の重要度に応じて、規制庁側の対応方針 (対応区分 ~) を設定することとしており、対応区分に応じて、公開会合、面談を用いて事業者の取組を監視することに加え、適時、原子力規制検査で事業者の対応状況を確認することとしてはどうか。
- ・ 万が一、事業者が特別の理由なく、法令報告事象に対する是正処置の検討及び実施を行わず、規制委員会に対する報告を行わない場合は、規制委員会の規制活動に対する影響を与えたもの又は不正行為があったとみなし、深刻度 SL ~ SL として原子力規制検査における規制措置の適用を検討することとしてはどうか (参考 3)。

(参考1) 規制委員会発足後の法令報告事象について、最終報告までに要した日数の分布

1～10日：3件

11～30日：1件

31～60日：1件

61～100日：8件

101日以上：16件

最終報告までに掛かる平均日数 143日

(参考2) 一般振替機関の監督に関する命令(平成14年3月28日内閣府 / 法務省令第1号)

(事故)

第十七条 法第十九条に規定する主務省令で定める事故は、次に掲げるものとする。

(略)

2 一般振替機関は、前項各号に掲げる事故があったことを知ったときは、直ちに、次に掲げる事項を金融庁長官及び法務大臣に報告するものとする。

一 事故が発生した営業所の名称

二 事故を起こした取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役、執行役又は使用人の氏名又は名称及び役職名

三 事故の概要

3 一般振替機関は、前項の規定に基づき報告をした事故の詳細が判明したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を金融庁長官及び法務大臣に報告するものとする。

一 事故の詳細

二 改善策

(参考3) 関係法令

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号) <抄>

(事故故障等の報告)

第三百三十四条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第三百三十六条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

(略)

原子力規制検査等に関する規則 (令和二年原子力規制委員会規則第一号) <抄>

(法第六十一条の二の二第二項の規定による検査)

第三条 原子力規制検査は、法第六十一条の二の二第一項各号に掲げる事項の全般について、原子力施設等の種類、規模、状態その他の原子力施設等の安全上の特性に応じて通常要すべき標準的な程度において、年間を通じて行うことを基本とする。ただし、使用施設等(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものを除く。)における検査(法第六十一条の二の二第一項第三号口のうち法第五十七条の二第一項の認可を受けた核物質防護規定(同項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの)に従って講ずべき措置の実施状況並びに法第六十一条の二の二第一項第四号イのうち法第五十六条の三第二項に規定する防護措置及び同号八のうち特定核燃料物質の防護のため

に必要な措置の実施状況に係るものを除く。)及び核原料物質の使用に係る施設における検査は、十年に一回行えば足りるものとする。

2 前項の規定による検査において、次に掲げる劣化が認められたときは、追加の検査(次項及び第七条において「追加検査」という。)を行うものとする。

- 一 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における軽微な劣化
- 二 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における劣化(前号及び次号に掲げるものを除く。)
- 三 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における長期間にわたる又は重大な劣化

(略)

(原子力規制検査に係る手数料の額)

第七条 令第六十五条第二項の原子力規制委員会規則で定める額は、各年度(第三条第一項ただし書に規定する検査にあっては、十年)につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、追加検査を受けようとするときは、次の各号に掲げる追加検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 第三条第二項第一号に係る追加検査 二十二万五千六百円
- 二 第三条第二項第二号に係る追加検査 九十六万九千円
- 三 第三条第二項第三号に係る追加検査 九百四十一万四千四百円